

別記様式(第5条関係)

会 議 録 概 要

会 議 名	第2回 子どもの権利条例等検討委員会
開 催 日 時	令和6年6月27日 (木) 15時30分開会 16時30分閉会
開 催 場 所	庁舎3階 301会議室
主 宰 者 氏 名	子どもの権利条例等検討委員会
出 席 者 氏 名	仲野委員長・飯塚副委員長・渡辺委員・加藤委員・八木澤委員 鴛淵委員野村委員(学識者)
欠 席 者 氏 名	・矢尾板委員(学識者)
事 務 局 職 員	こども支援課 三室課長・中村副課長・三井主幹
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)子どもの権利に関する条例」骨子案 ・子どもの意見聴取(反映)について
会議結果	<p>会議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の定義(子ども) 18歳未満の者を中心とするが、高校生年代等への配慮をした文言に調整。ただし、心身の発達段階で支援が必要な場合は、こども基本法の範疇として施策への反映を行う。 ・条文は、子どもにもわかりやすく具体的な文言が好ましい。 ・子どもの権利条約の4つの原則を基に、わかりやすく調整する。 ・三芳町らしさを盛り込んだ条例にする。 ・大人の役割については、強弱をつけてもよい。ただし、行政には強い意欲を求める。 ・第6次総合計画との整合性も考慮する。 <p>上記検討委員会からの意見を踏まえ、素案を策定する。</p>
会議経過	別添のとおり
会議資料	別紙のとおり
傍聴者	3名
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果

	<p>1 開会 委員長挨拶</p> <p>2 議題 ①「(仮称)子どもの権利に関する条例」骨子(案)について事務局より、本日の議題について 及び 骨子(章立て)について説明を行った。</p> <p>【総則について】</p>
委員	<p>子どもの定義について、18歳未満であれば、高校生世代への権利に対しても考えているということが加えてほしい。文言自体は良いと思う。</p>
委員	<p>18歳未満に限らない文言を入れてほしい。18歳までの間に大人との信頼関係を築けないまま、成人を迎えたような人、不安定であったり心配なお子さんもいる。</p>
(事務局)	<p>→子どもの権利条約を基礎にしているため、18歳未満にしたい。心身の発達段階にあるものは、こども基本法の範疇として施策で対応していきたい。</p>
委員	<p>こども基本法はひらがなで「こども」。子ども・若者までの含む範囲で、おおむね39歳まで。条例に若者を含むかどうか。町としては、中学生までは状況を把握しているが、高校生以後は把握できていない。</p> <p>若者問題は2種類あり、①子ども期に解消されず、引き続き課題がある若者 ②若者固有の問題。これら若者問題も含めて対象とするかどうか。若者政策を実施することはとても大事なことだが、条例では18歳未満の子どもを中心にした課題に取り組むという宣言の仕方もある。若者を決して軽視するわけではないというメッセージが伝わっていけばいいと思う。</p>
	<p>【第2章について】</p>
委員	<p>子どもの権利条約の四つの原則は、権利そのものじゃない。条約を考える際の一般原則。私が子どもに説明するときは、大人が子どもに対して約束してるんだよ、つまり君たちの生命・生存・発達をきちんと保障しますよ、誰1人取り残しませんよ、子どもにとって一番良いことを考えますよ、子どもの意見を聞きますよ、そういう原則のもとに子どもの権利を保障していきますよ、という話をする。子どもの権利そのものではないので、一般原則にとどめるか、もう少し子どもたちが自分の権利についてイメージできるような権利で規定するかというのは、選択の余地があるかと思う。</p>
委員	<p>他の自治体の例を見ると、本当にすごくわかりやすく具体的な言葉を使っている。例えば、「安心して生きる権利」など。三芳町が、子どもたちのどんな権利について大事にしているか、わかりやすい言葉でこの章が並んでくると、もっと子どもたちにも入ってくると思った。</p>

委員	<p>条文の中の文言、言葉の使い方だが、子どもにもわかるような文言がいいんじゃないか、ということか。</p>
委員	<p>川崎市で条例を作るときに、子どもの権利を書かないということで、スタートしている。書いたものと書かれないものでいうと、保証する保証されないということになってしまうのではないかと、ということがあったので。</p> <p>だが、子どもたちと話をしていく中で感じたことは、やはり自分たちの拠り所が欲しいんだと。要するに、この子どもの権利とは何かという事が書いてないと、自分たちの拠り所がないじゃないか、というような意見が言葉としてというよりも実感として出てきていた。今の子どもたちに、表現としてどういう形を綴れば、自分たちの権利がわかるか、ということで、川崎市で最初に作ったという形式。このやり方を他の自治体がずっと取り入れて作っている。</p> <p>それぞれ見るとわかる通り、書き方がずいぶん違って、これはいろいろあっていいと思う。</p> <p>例えば、日本国憲法の基本的人権って何かと聞かれたときに、全部条文を読み上げて、40条までこうですというように説明してもわからない。基本的人権の中には自由権というカテゴリーがあり、社会権というカテゴリーがある、そういう説明の仕方が多分重要だと思うが、そういう意味合いで、子どもの権利とは何かという事を書いていくという工夫はあってもいいと思う。それは、子どもたちと一緒に考えるという、プロセスを踏むといいのかなとも思う。</p>
委員	<p>子どもの意見を聴くということもあるので、そういうことも計画の中にあるんだと思う。そういう中で、考えていってほしい。第2章だが、この4つに限るという提案でいいのか。</p>
(事務局)	<p>→そういう提案にはなっているが、今のご意見を伺いどうしていくか、今後のどう素案に盛り込んでいくか、やはりタイトルだけではやはりなかなか伝わらないものがあると思うので、その辺り、子どもにもわかりやすいように、検討させていただきたい。</p>
委員	<p>東京都の子どもの権利条例を作るときに、権利の話はなかった。この4つの一般原則だけを入れていた。だが、途中で権利があった方がいいということで、ユニセフが取り下げた「4つの権利」(生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利)が修正案として挙がってきた。だが、それもちょっと問題があるだろうということで、四つの権利を並べて<u>など</u>とした。</p>
委員	<p>子どもがわかりやすい、がポイント。難しい言葉をならべても子どもには入らない。子どもの定義についても子どもに投げかけて、聞いてみたい。</p>
委員	<p>他市町村の表記の仕方とかを見ると、わかりやすさという点では具体的に書かないとわかりにくいし、三芳町らしさも出しにくい。子どもがイメージしやすいというところでは、具体的な権利を書いてもいいかと思う。</p>

<p>委員</p>	<p>【第3章について】 役割についてどうか、という事務局からの課題提起もあったが。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>→役割と言ったとき、聞いた人がどう解釈するのか。この条例を作り、その理念を推進しようとしたときに、賛同した人が「自分は何すればいいんだ」という人に対して、「こういうことをすればいいんだ」というのがわかるようにすればいいという気がする。いろいろなところで使っている「役割」という言葉が、どう捉えられるか。 そもそもこの条例は、誰が誰に向けて作るものなのか、というところを考えていかなければならない。町が作る条例は、自分たちがこういった理念を推進していきたいという思いを入れたときに、町としてやるべきことはきっとあるだろうから、「努めていかなければならない」とは思うが、それ以外の方にまで、責務を強いることはどうかな、というところについては、皆様のご意見を聴きたい。それによっては、表現の仕方が「役割」なのか、「努めていただきたい」になるのか、という議論をお願いしたい。</p>
<p>委員</p>	<p>子どもに関する事業に対して、「国とか自治体の役割」という形がよく文言が出るが、地域住民にもその役割という言葉がかぶせてしまうのはどうかと。この趣旨に賛同して、一緒に子どもの育成に携わってほしいという発想でいいか、という気がする。</p>
<p>委員</p>	<p>例えば、「虐待をしてはいけない」というのがあるが、「虐待をしない役割がある」という話にはならない。そうすると、役割ということだけで表現できないところがあるので、例えば、「子どもの権利を保障するために大人がしなければいけないこと」というふうに、表現を変えてみると、いろいろな表現の仕方ができるのかなと思う。 権利と義務について学生に教えるとき、権利は求めることができるもの、義務はしなければならないというもの。お金の貸し借りがあったら返してね、というように求めることができるのが権利、返さなければいけないのが義務。 そうすると義務という言葉が非常に強い言葉であるとする、子どもの権利を保障するために「大人がしなければならないこと」というように表現をしたとすると、いろんな表現ができるかなと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>具体的な表現を見なければわからないが、この章の方向性としてはどうか。</p>
<p>委員</p>	<p>委員がおっしゃったような表現にすると、すごくしっくりする。町の役割という表現だが、町はできれば責務ぐらいの表現は欲しい。 第1章の総則にもかかってくるが、他自治体の事例を見ると、町の思いや目的を前文のせのであれば、第1章にも町が子どもの権利と本気で向き合うというような表現が総則に入っていると、本気感が伝わってくると思った。</p>

委員	責務ってという言葉や、これだけの覚悟でやるよ、というような表現で。そうした意見も参考にさせていただきたい。
委員	事業者の役割とあるが、事業者はどのようなイメージか。
(事務局)	→いわゆる経済活動をしている事業者。地域住民の定義に入れるか迷うところだが、地域で活躍する団体も入る。
委員	子どもの権利を保障するときに、親がとっても重要だったりする。親のワークライフバランスも結構重要。そういうものを、きちっと事業者にも意識をしてもらうこともあるだろうし、事業者の中には、それこそ駄菓子屋さんみたいなのがあったりはするので、子どもたちを見守るような役割もある。駄菓子屋さんぐらいのところでいくと、地域住民にするのか事業者にするのか。事業者というふうにあえて言うとなると、協力をしてもらうことも含めて、協力してもらいたいことをいっぱい書けばいいんじゃないか。
委員	三芳の方だと、都内に働きに行く人も多いかかなとも思う。
委員	例えば、その事業者が、子どもが将来どういう選択肢があるのかということがイメージできるように、企業の大人が働いているところを見学したり、あるいは一緒に何かやったりということが役割としてあるのかなと。そうすると、三芳町にある事業所・企業で働いてみようかなと思ったりすることも出てくるかもしれない。
委員	事業者は、会社とか企業のことなのかと思いつつ、来週、自分の子ども(中学生)が福祉体験で児童館や高齢者の老人ホームに行く。子どもたちが、町にあるいろいろな企業や施設に行く機会は、とても重要だと思う。昨年、保育園に行ったときに、保育士さんになりたいと言っていた。子どもの権利条例の事業者の役割として、入れていただけたらいいなって思った。事業者としてこういうことをやります、という具体性を出さないと、子どもたちは理解できない。
委員	事業者の話があったが、団体との役割、兼ね合いがどうなのかも思った。
委員	【第4章について】 より具体的にイメージできるような文言で、条文を書くのか。
(事務局)	→第4章は幅広い内容。よりイメージできる文言にするかは、要検討。何か思うところの意見を出してほしい。
委員	第4章は、町が行う子ども施策の内容で、主としては、町がすることを書くのではないかと。第5章は施策のやり方。そのため、第4章は、町が子どもにやさしいまちづくりの推進としてどういう政策をするのかという観点で整理すると、整ってくるかという感じがした。

委員	子ども政策は、町全体にからむことなので。
(事務局)	→この章では、施策として町がどのような方向性で、今後、子どもを絡めて推進していくかということを表明することになっていくのかと思う。
委員	第6次総合計画との整合性も考える必要がある。
(事務局)	→第6次総合計画がスタートしている。各課との調整はきちっと行った上で、各課が取り組む内容が子ども政策とどう繋がるかという検証はしていきたい。
委員	<p>項目がまんべんなく出ているが、他の自治体の事例を見ると、自治体が何をどういうふうに取り組むかということがわかりやすい。</p> <p>例えば、町田市は大人の責務の事を大切にしている、西東京市だと子どもの相談のことや救済の事が手厚くなっている。ふじみ野市では、体力や遊びの事など独自で、子どもたちと話し合ったのかなと思ったぐらい、具体的にわかりやすい。そして、この項目に向けて具体的にやっという、ということがわかるので、まんべんなくやることもすごく大事だが、三芳町は子どもにどんな課題があって、そこをどういうふうに行っている、どう保障してあげるのか。</p> <p>また、他の自治体で擁護という言葉がすごく多いので、守るためには何をどういうふうに盛り込んでいくのがいいのかなと思った。</p>
委員	どこかに三芳独自色としてスポットを当ててもいいんじゃないかと。ふじみ野市の例で、「体力向上」は面白い。一つの突破口として、そこからまた先に広がってくってという可能性はあるのかなという気もする。
委員	子どもの権利の普及啓発については、第5章の施策の推進にも含めてもらいたい。施策の推進という文言に、周知活動を含んでいるのか。
(事務局)	→施策の推進の中にも含まれる。子どもがどんな権利があるかを知り、行使できる環境を作り、周りの大人が理解していることが大事。表現については、検討が必要。
委員	<p>教育委員会でも、教育政策として今年度、「学びに向かう力を育てるMoveプラン」というのを策定し、三芳町として特色のある教育活動を推進しているところなので、町と学校と同じ方向で取り組んでいるところなので、ぜひ町として権利擁護や子どもにやさしいまちづくりというところでも、特色として関連付けて入れていただくとありがたい。</p> <p>例えば、教育政策の中にも入っているが、町も国際交流に非常に力を入れている。教育委員会も、英語力の向上というのは、特に近いところなので、「世界を知る権利」というようなワードが入ってくると、三芳町らしさになるのではないかと。授業も今変わってきているところ、子どもたちに主体的に学ぶ、子どもを主語にした子ども自身が学ぶ方法や、主体的に学ぶ方法みたいなどころを実施している。義務教育の段階から、大学みたいな授</p>

	業をめざして実施しており、ただの学ぶだけでなく、「子どもが主体的に学ぶ権利」、「学び方を選ぶ権利」のようなどころなども入れていただけると、すごく特徴が出ると考える。
委員	ムーブプランも条例も、普及啓発が重要。知られていないことがもったいない。子どもにもわかりやすいように。第4章は、町の特色がでたほうが良い。
委員	自治体の条例によっては教育の分野に結構遠慮して、福祉施策ばかりが並んでる感じがある。こども基本法のこども政策の中には、教育も入っているので、教育の部分がうまく取り込めれば良いと思う。ただ、具体的なものを入れたときに、状況が変わったときに条例は一体どうなるのか、となるが、例えば「内外の交流拠点となるような三芳町の〇〇」みたいにすると、先ほどの提案なども含まれるのかもしれない。
委員	条文に三芳町らしさが入ると良い。
(事務局)	【第5章について】 →条例は理念的なもので、実行する計画としてはCFCI事業。こうした建付けで実施し、その推進体制を明示していく予定。こども政策推進本部には首長部局と教育部局が入って検討していくので、教育との連携や総合計画との整合性も図られる。
委員	子どもの意見表明も含めるのか。
委員	こども基本法 11 条では、「子ども施策を策定し、実施し、検証するにあたっては、子どもの意見等を反映する措置をとるものとする」となっているので、やらなければならないこと。
委員	次回に素案の審査で良いか。
(事務局)	→いただいた意見を基に、こども政策推進本部で案の検討を行い、皆様に素案として提示させていただく。 ②子どもの意見聴取(反映)について ○対象となる子ども(特に中・高校生世代)をどう集めるか、について
委員	高校生との接点は少ない。例えば、「三芳の高校性あつまれキャンペーン」とかで呼ぶとか。大学受験の自己推薦入試やAOなどは、高校でどんな活動(ボランティア)しているかを求めている。そういうことを検討しては。高校生自体はいろいろなことをやりたいと思っている。
委員	こども食堂では、ボランティアで手伝っている子もいる。

委員	「三芳町の高校生限定」など、来なくなるフレーズがあっても。
委員	今後、意見聴取として子どもたちに聞く内容は決まっているのか。
(事務局)	→子どもが普段思っていることを聞いてみたいと考えている。詳細はこれから詰めていく。
委員	ふじみ野市で条例を作った委員から聞いたのだが、子どもたちの意見としては、「大人が規則を守ってほしい」という意見が出た。子どもは大人の背中をよく見ている。
委員	杉並区や西東京市でもワークショップで「なんでやねんすごろく」をやった。普段大人に思っていることをカードにしている。杉並区では、いいことも悪いことも含めてたカード「なに・それなカード」を作った。子どもたちが理不尽に思っていることを集めている。そういうものを三芳町版として作っても面白い。
委員	高校を選ぶときに、校則が厳しくないところを選びたいという子もいる。自分で決められる権利は大事と思った。
委員	一緒に作っていく、決めていくという経験が減ったと思う。教員だったころ、頭髪の長さについて生徒会と話し合った。決まるまで時間はかかったが、子どもたちは自分たちが作った内容については、きちんと守る。 →今後、いただいたご意見を基に町としての素案を提案する。